

広島県告示第百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定によつて、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十六年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

株式会社建築構造センター

2 住所

東京都新宿区新宿二丁目一番二号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

2 変更内容

事務所	変更前	変更後
岡山事務所	岡山県岡山市北区丸の内二丁目 一二番二〇号 内山下ビル三〇 三号室	岡山県岡山市北区内山下一丁目 三番一九号 成広ビル二階

3 変更年月日

平成二十六年四月一日